

報告第21号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年8月31日

つくば市長 市原 健一

専決処分第16号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

平成24年8月7日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し，次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成24年5月4日 午後11時頃

平成24年5月4日 午後11時30分頃

2 事故発生の場所

つくば市小白碓457番地2地先の市道2-36号線

つくば市小白碓453番地1地先の市道2-36号線

3 相手方

(1) 住所 つくば市 [REDACTED]

(2) 氏名 [REDACTED]

#### 4 事故の概要

道路が陥没していたため、市道を走行中の相手方車両左側のホイール及びタイヤを損傷させた。

#### 5 和解の概要

(1) つくば市は、相手方に対し、金13,100円を支払う。

(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。